

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和3年3月24日（水） 15時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮脇安全管理調査官、笠原上席放射線安全審査官、谷本放射線安全審査官

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

大辻室長補佐

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJグループマネージャー

他3名

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発部門 福島研究開発拠点大熊分析・研究センター

施設安全部 次長 他1名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 本日、東京電力及び原子力機構と面談を実施し、配付資料に基づき、主に以下の説明があった。

- これまで3月の申請を目指していた、原子力機構が行う放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）のR I使用許可申請について、2月に発生した第1棟における給排気設備の風量不足の件（以下「本件」という。）により、R I使用許可申請内容にも関係する風量を当初から変更する可能性があるため、本件の対応状況を踏まえて申請時期を見直す。
- 東京電力のR I使用変更許可申請については、本件によらず引き続き現況調査等の申請に向けた準備を進めているところ。
- 原子炉等規制法に基づく実施計画について、本件対応に伴い設計に係る変更が必要になる可能性があるが、東京電力の統括管理に係る変更はこれと並行して作業を進められるもの。一方、変更認可申請時期については、本件スケジュール等を踏まえ検討する。

(2) 原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- スケジュールについて、大まかな概要の段階でも良いので、説明できる段階

になったら共有してほしい。

- 本件によらず進められるものは必要に応じ進め、その中で行政相談の希望があれば対応する。

(3) 東京電力及び原子力機構から、上記について了解するとともに、スケジュールについては整理ができ次第、説明する旨の発言があった。

6. 配付資料

- 資料「放射性物質分析・研究施設第1棟のRI使用許可申請スケジュールについて」(2021年3月24日 東京電力ホールディングス株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)